

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会  
令和 4 年度第 1 回滋賀地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和 4 年 7 月 5 日（火） 14 時 22 分～15 時 01 分
開催場所	滋賀労働局共用会議室
出席状況	<p>公益代表委員（定数 5 人） 平井 建志 片山 聡 木下康代  労働者代表委員（定数 5 人） 相澤三千代 池内正博 榎並典朗  大江彰宏 大西省三  使用者代表委員（定数 5 人） 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸  西田保夫 水野 透  事務局 5 人 小島労働局長、矢野労働基準部長、  松島賃金室長、神崎室長補佐、  高津衛生専門官</p>
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀地方最低賃金審議会等の公開について</li> <li>・ 滋賀県最低賃金の改正決定（諮問）について</li> <li>・ 滋賀県最低賃金専門部会の設置について</li> <li>・ 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について</li> <li>・ 特別検討小委員会の設置等について</li> <li>・ 実地視察について</li> <li>・ 令和 4 年度の滋賀地方最低賃金審議会の審議日程について</li> </ul>
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会については、滋賀地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）は全て公開し、特別検討小委員会及び滋賀県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）は非公開となった。</li> <li>・ 滋賀労働局長から平井会長に滋賀県最低賃金の改定について諮問を行った。</li> <li>・ 滋賀県最低賃金改正を諮問し、金額審議を行う専門部会を設置。労使各 3 名ずつの委員の推薦締切日は、7 月 19 日。</li> <li>・ 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項は適用しないこととなった。</li> <li>・ 特定(産業別)最低賃金の必要性審議について、特別検討小委員会の設置を決定。委員から、同小委員会に参考人招致について希望があった。</li> <li>・ 実地視察は、コロナ禍であることから全員参加ではなく、公益委員：1 名、労働者側委員：2 名、使用者側委員：2 名、事務局：1 名で実施することとなった。</li> <li>・ 今後の予定は、地域別最低賃金について、7 月 28 日の本審(第 2 回)で目安伝達。翌 29 日から 8 月 3 日まで専門部会で金額審議。8 月 4 日の本審(第 3 回)で答申予定。</li> </ul>